

電力広域的運営推進機関 評議員会（平成 27 年度第 1 回）議事録

1. 開催日時：平成 27 年 4 月 1 日（水）15：28～16：12
2. 開催場所：学士会館 302 号室（東京都千代田区神田錦町 3-28）
3. 議題

- (1) 議長選出

- (2) 議事録署名者の選出

- (3) 議案審議

第 1 号議案 平成 27 年度事業計画の策定について

第 2 号議案 平成 27 年度予算の策定について

第 3 号議案 業務規程の変更について

第 4 号議案 送配電等業務指針の策定について

第 5 号議案 需要想定要領の制定について

第 6 号議案 事務局の職制及び権限に関する規程の制定について

第 7 号議案 職員等の確保等に関する中長期方針の制定について

4. 出席者（20 名中 19 名出席）

- (1) 評議員

野間口評議員会議長、秋池評議員、安念評議員、石川評議員、江崎評議員、大高評議員、酒井評議員、清水評議員、鈴木評議員、高村評議員、夏目評議員、林評議員、林田評議員、松岡評議員、松村評議員、村上評議員、山内評議員、山地評議員、横山評議員

- (2) 電力広域的運営推進機関

金本理事長、遠藤理事、寺島理事、内藤理事、川崎総務部長、石坂企画部長、藤岡計画部長、田村運用部長

- (3) オブザーバー

みずほ銀行 丸山 企業審査部長

5. 議事の経過および結果

●遠藤理事

定刻までに若干時間がございしますが、この後の予定もございしますので、只今から、平成 27 年度 電力広域的運営推進機関の 第 1 回評議員会を開催いたします。

まずは、お手元の資料の確認をさせていただきます。式次第と評議員名簿が両面印刷で、カラーで本日の議案の説明資料がございします。議案は、第 1 号議案から第 7 号議案となっております。

そのほか、クリアファイルの中に委嘱状と事務的文書 2 枚が入ってございしますが、過不足等ございませんでしょうか。

それでは進めさせていただきます。

今回の評議員会は、現在のところ出席者 18 名となっております。これで評議員の過半数に出席いただいておりますので、有効に成立してございすることを報告いたします。

なお、安念評議員につきましては、後ほどお見えになると伺っております。

また、渡辺評議員は本日ご欠席ですけれども オブザーバーといたしまして、みずほ銀行企業審査部の丸山部長にご参加いただいております。

第 1 回の評議員会に先立ちまして、広域機関の金本理事長の方からご挨拶をさせていただきます。

●金本理事長

理事長を拝命しております金本でございします。本日は 4 月 1 日というご多用の中おいでいただきまして、誠にありがとうございます。

昨日までは存在しなかった組織でございまして、今日からある組織でございします。その関係で、いろいろとご無理を申すこともあるかと思っておりますが、よろしく願いいたします。

今回の評議員会の議事に関しましては、準備組合に一年有余をかけて検討していただき、ここ半年ぐらいは我々がオブザーバーとして参加をしてきているわけです。

我々が決めたことではないということなのですが、それを受け取りまして、今日の朝、適正なものであると確認いたしまして、今回の議案として挙げているわけであります。

この後、式典がございまして、大臣も来られるという状況でございしますので時間的にも非常に短く、大変失礼かとは存じますが、ご容赦いただきたいと存じます。次回以降はもっと十分に時間を取りまして、良いご議論をしていただきと思っております。本日はありがとうございます。

●遠藤理事

本評議員会の議長につきましては、評議員の互選により定めましますので、それまでの間は推進機関の事務局長であります私、遠藤が暫定的に議事を進めましますので、よろしく願いいたします。

なお、本来であれば評議員のご紹介をさせていただくところですが、本日は時間の都合によりまして、お手元の名簿に替えさせていただきます。申し訳ございませんで。

それでは議案に先立ちまして、議長の互選を行いたいと思っております。

議長候補をご推挙される方は、いらっしやいますでしょうか。

山地評議員、よろしく願いいたします。

○山地評議員

私は野間口評議員を議長に推薦したいと思います。

野間口評議員は三菱電機の社長・会長として企業経営に手腕を発揮され、その後、産業総合技術研究所の理事長も務められ、研究開発に関わる公的機関の組織運営の知見もお持ちでございます。

評議員会では、様々な学識者や企業家など多様な立場からの意見を取りまとめて、理事長に対して意見具申をするということでございますので、野間口評議員の見識と手腕が必要と考えます。

●遠藤理事

ありがとうございます。他に推挙される方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、野間口評議員を議長とすることに賛同の方は拍手をお願い致します。

(拍手多数)

野間口評議員が議長に選出されました。以降の議事は野間口議長にお願いいたします。

○野間口議長

突然、議長に指名されまして、先ほど金本理事長からお話がありましたとおり、新しく生まれたばかりの機関でございますので、私もこれからどのように頑張っていこうかと、皆さんと力を合わせて知恵を出し合っていかなければいけないなと思っております。

我が国の電力システムの将来に向かっての、大変大きな国家的なチャレンジだと思っておりますので、先ほど山地先生の方からご指摘の各界のバックグラウンドをお持ちの委員の方ばかりです。この機関がしっかりと我が国の電力システムをリードしていくように、貢献をできるように意見を出していくような評議員会になればと、皆さんで力を合わせて取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○野間口議長

それではさっそく、議事に入りたいと思います。

議案に先立ちまして、定款 50 条に定める本評議員会の議事録に議長とともに署名していただく出席評議員 2 名について、私から指名してお願いしたいと思います。

松岡評議員と山地評議員、いかがでしょうか。

(松岡評議員、山地評議員、受諾の意思で頷く)

では、よろしくお願いいたします。

それでは議案の審議を行います。今回は時間の都合もございますので、まずは事務局から第 1 号議案から第 5 号議案までを続けて説明した後、ご意見を頂戴し、最後に各議案に対する議決を行いたいと思います。

それでは、事務局の方、よろしくお願いいたします。

●石坂企画部長(第 1 号から第 5 号議案説明)

それでは事務局から、まず第 1 号議案から第 5 号議案まで、パワーポイントの資料を用いてご説明させていただきます。

まず第 1 号議案 2 ページでございます。平成 27 年度事業計画についてでございます。

これは大臣認可をいただくという性格のものでございまして、電気事業法第 28 条 40 に書かれております広域機関の業務に沿って記載しております。

まずは、本日の議案にもございまして、早々に実施させていただく送配電等業務指針の策定を行うこと、および、来年 4 月に電力システム改革の第 2 段階が始まりますけれども、それに向けて送配電等業務指針および業務規程の変更を行っていくということを記載させていただいております。

続きまして二番目としまして、平成 27 年度より、いわゆる新電力様も含めて電気事業者を名乗られる全ての事業者様に対して供給計画の提出義務が課されますけれども、その供給計画の取りまとめを行っていくということ記載させていただいております。

三つ目からは、いわゆる送配電等業務と呼ばれるものの情報提供業務および連絡調整業務というものでございますけれども、まずは、広域連携系統と呼ばれる上位 2 電圧、電圧の高い系統の長期方針の策定と個々の広域系統の計画の策定を行っていくということを書かせていただいております。

その次は、本日から、1 万 kW を超える発電設備設置者からの系統アクセスは、広域機関にも申込みが可能だということになりましたので、その業務を行っていくということを書かせていただいております。

次に電力システム改革の第 2 段階に向けて、調整力および予備力に対するもののあり方、および連携線のマージンと呼ばれるもののあり方について検討を実施していくということを書かせていただいております。

続きまして、地域間連系線の管理ということで、これは電力系統利用協議会が行っていた業務になりますけれども、この手続きを行っていくこととございます。

次が広域系統全般の作業停止計画の調整という業務を実施していくということ、その次が、第二段階に小売の全面自由化がございまして、これに向けた需要家が契約者を変えるいわゆるスイッチングの支援を行うシステム開発とルール整備を行っていくということを記載しております。

その次が、事業者間の定款のやりとりに必要な情報通信技術の標準化というものを広域機関が主導で実施していくということ、その次が、連系線の状況などの系統情報の公表を一般にも実施するということとございまして、本日よりホームページ上で連系線の利用状況は誰でもご覧いただける状況となっております。

その次は、系統解析ツールと呼ばれるものの整備とか広域機関が使うシステム、スイッチング支援のためのシステム開発を行っていくこととございます。

次に、電気の需給の監視を行って、これに伴いまして需給状況が悪化していると広域機関が判断した場合には、悪化時の指示というものを的確に行うことと書かせていただいております。

その次が、送配電業務における苦情への対応や事業者間補償の解決を行っていくこと、必要に応じて電気事業者の指導や監督を行っていくこと、最後に附帯業務やその他の業務について記載をさせていただいております。

詳細につきましては、本文が 1 号議案の最後の方についておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

続きまして、第 2 号議案 3 ページ目でございます。

平成 27 年度予算でございます。予算総則というものがございまして、予算総則において収入や支出予算を定めることをまず記載させていただいております。

二番目に複数年度にまたがる契約を行う債務負担行為と言われるものを実施すること、三番目に人件費の流用は経産大臣の承認を受けなければならないということ、四番目に収入が支出を上回るような場合は必要な経費の支出にそれを充てることができるということを記載しております。これは弾力条項と呼ばれるものです。最後に第5条といたしまして、役職員の給与増・定数増をみだりにしてはならないということを定めております。

収入支出予算の本体は、第2号議案の2枚めくっていただいたところがございますが、総予算が32億8,902万円という金額となっております。

収入につきましては、大宗は一般電気事業者の送配電部門からの特別会費と言われるものでこれが30億円ございますが、これは託送費から賄われるものでございます。その他に約600社ございます一般会員の電気事業者からいただく年1万円の会費が収入となっております。

支出項目につきましては、最も大きなものが運営費と呼ばれる支出になりますけれども、この中はシステムのリース料とか補修費用、事務所の賃料というものが大きな項目となっております。

その他は人件費が7億8,000万円程、固定資産関係費が約7億円。以上が収入支出予算となっております。

続きまして、第3号議案4ページ目でございます。

業務規程の変更でございます。

先程の送配電等業務指針が電力の系統を利用される方々のルールを定めたものであるのに対して、業務規程は広域機関が自ら行う業務とその業務執行にあたって必要となる事項を記載したという性格を持っております。

業務規程につきましては、昨年8月22日に認可をいただいているのですが、今回は送配電等業務指針の策定と検討に伴って、業務規程に追記した方が良いと思われる事項の変更の他に、国の電力システム改革小委員会の制度設計ワーキンググループで、ご指摘いただいている事項を踏まえて、追加修正を行っているというものでございます。

なお、国の制度設計ワーキンググループでの指摘事項に伴う主な変更点を4つ挙げさせていただきます。まずは電源を系統に接続する際に工事負担金というものを支払いますけれども、その工事負担金を共同で負担するという出金のための電源接続案件募集というものに対する記述がいくつかございます。

次が供給先未定発電設備設置者、従来は連系線利用というのは小売りをを行う事業者が登録を行うのですが、その供給先が決まっていない発電設備設置者が長期の連系線利用登録を行うことができるようにするというための記述でございます。これについて条文いくつかに渡って記載しております。

三つ目に、連系線のマージン利用についての条件を拡大するというところでございまして、自らが予備力を持っていないければマージン利用をできなかったのですが、予備力を必ずしも自らが持たなくても、誰かが持っていれば良いという、そういう要件の拡大でございます。

最後に第2段階に向けて必要な調整力や予備力の検討を行っていきますという旨の記載を追加させていただいております。以上が第3号議案でございます。

次は第4号議案、送配電等業務指針の策定についてでございます。送配電等業務指針は、会員その他、電気供給事業者が送配電業務の実施において必要なルールや考え方

を示したものでございます。

本指針の策定にあたりましては、62 の会社や団体で組織しております、今回の広域機関の設立の準備にあたってまいりました広域的運営推進機関設立準備組合というものがございました。この組合において、平成 26 年の 9 月から 7 ヶ月間にわたり議論を重ねて作成してまいりました。また、平成 27 年の 2 月から 3 月にかけて事業者意見募集、いわゆるパブコメを行ってきて、事業者の意見を集約したというものでございます。

また、先月 3 月 12 日に国から認可基準が発表されておりますども、これに沿って記載しているということも確認しております。

ご覧いただいたとおり、目次が 16 章になっておりまして、第 1 章が総則と言葉の定義でございますけれども、第 2 章から第 7 章がいわゆる計画と言われるもののルールとなります。第 2 章から第 4 章が本機関に提出される供給計画と調整力の確保の計画、およびそのベースとなる需要想定に関するルールを記載させていただいております。

第 5 章が、連系線を始めとした広域連系系統の設備形成に関する詳細な考え方と手順を記載しております。

第 6 章と第 7 章が、系統アクセス、発電所などの経路をつなげる系統アクセスと系統アクセスに伴い実施される電源接続案件の募集の詳細ルールでございまして、今回、様式も含めまして全事業者の統一を図っているということが特徴でございます。

続きまして、第 8 章からが運用と呼ばれる部分のルールになります。第 8 章は広域機関の需給管理や一般電気事業者の託送業務に必要な計画の提出に関する事項でございます。

第 9 章は、広域機関が行う需給情報悪化時の指示に関する考え方や具体的な手順について定めております。

第 10 章が、一般電気事業者の系統運用に関する調整力の確保などの一般的事項に関する記載でございます。

第 11 章は、広域機関が実施する地域間連系線の管理に関する考え方などについての事項を定めた部分でございます。

第 12 章が作業停止計画、電力設備の停止を調整するという、そういうプロセスの詳細でございます。

第 13 章が系統情報の公表ということでございまして、広域機関が公表を行う内容は業務規程に掲載しておりますけれども、指針の方では一般電気事業者様に対して、どのような情報を公表してくださいということを定めたものでございます。

第 14 章は緊急時における、本機関と事業者様との連系に関する基本的な考え方を示したものでございます。

第 15 章が、広域機関が停電とか周波数とか電圧とかの電気の質の評価を行っていくわけですがこれもこれに関する考え方を示したものでございます。

以上が送配電等業務指針でございまして、第 4 号議案およそ 82 ページに渡りまして本体を付けさせていただいております。

つづきまして、第 5 号議案でございます。

需要想定要領の策定でございます。需要策定要領と言いますのは、一般電気事業者が作成するエリア需要想定のほか、いわゆる新電力と言われる小売の電気事業者が作成する自社需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするために策定するものでございます。

需要想定の手法に関しましては、一般電気事業者のエリア想定につきましては、従来は日本電力調査委員会という組織がございまして、こちらにガイドラインが示されてきたところがございますが、今回は本機関の業務規程に定めることにより要領の明文化と体系化を行ったほか、今回初めて、新電力様のような会社の自社の需要想定を行う方法について新たに記載を行っております。

なお、一般電気事業者の送配電部門におかれましては、当該要領に基づき策定した需要想定を本要領に定めた様式で本機関に提出いただくという義務が課せられるということになります。

なお、小売部門の電気事業者につきましては改めて提出する義務はないのですが、当該要領に従って供給計画の需要想定を策定するといことが求められるということがございます。

以上、駆け足ではございましたが第1号議案から第5号議案の説明をさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○野間口議長

ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。

○林田評議員

読売新聞の林田です。ご説明ありがとうございました。

今日は時間が大変短いという説明があったのでやむを得ないと思うのですが、ほとんど目次の説明をしていただいていたような感じで、今のお話を聞いただけでは、どういことなのか分からないと言いますか、全体像が分からない。

更に、この分厚い資料に今、目を通すことなど不可能でして、これとこれ(概要資料と本資料)をみて審議をしると言われても、なかなか実のある審議ができないのではないかという感想を持ちました。

今日は時間がないので止むを得ないということは重々承知しておりますので、これ以上は申しませんけれども、できましたら次回ご説明いただく際には、概要資料と本資料の中間ぐらいの、もう少しパッと飲み込めるような資料を用意していただけるなら、そんなに手間をとって欲しいというわけではないのですが、ご配慮いただけたらというお願いです。

○野間口議長

もっともなご指摘かと思えます。理事長、お願いします。

●金本理事長

ありがとうございます。今回は発足のタイミングで決めるべき事項が沢山あって、それをしかも、準備組合の人にやっただいていてということがございます、なかなか全ての件につきまして詳細にご議論いただくという状況にないということがございます。大変申し訳ございません。

ただ、今後、二回目以降の議案は、こういうかたちではないというふうに思っております。その時その時に、個別の案件が、かなり重たいものが出てくるかもしれませんので、それについてはもっとしっかりご説明する、また、事前にご説明をして、この評議

員会の前にいろいろなご意見を伺い、考えていただくような運営をしていきたいと思っております。

○野間口議長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。他にご質問・ご意見等はございませんでしょうか。

○高村評議員

名古屋大学の高村でございます。どうも、よろしくお願ひいたします。

大きく二つ申しあげたいと思っております。1点目は新しく生まれた機関に対するエールと言いますか期待でございます。2点目は第1号議案に関わる点でございます。

一点目で申しあげたいことは、先程、野間口議長からもございましたけれども、この広域機関は、日本の電力システムの新たな仕組みの要の非常に重要で公益性の高い機関であるという風に思っております。

これまでと比しても、地域別ではなくナショナルなレベルで発想し行動していくこと、そして送配電網については全ての利用者に公正に開放されなければならないという、この二つの大きなポイントに従ってこれから運用が推進されていくことを期待しております。

広域機関にはいろんな出身の方が集まっていると思えますけれども、ぜひ日本の電力の安定供給という仕事に新たな気持ちで取り組んでいただきたいというエールでございます。

二つ目は、第1号議案に関わる点でございますけれども、特に送配電等の業務指針の策定・変更の業務が27年度の大きな仕事だと思っておりますけれども、特にこの間の再エネの接続開放保留問題、あるいは今議論になっておりますエネルギーミックスの議論でも、その系統の広域運用の重要性というものが、随分と課題となっていると思えます。これはある意味で短期の問題として認識されているわけですが、その機能の重要な部分をこの機関にお願いするという意味で置いてあるという風に理解をしております。その意味で、今後、送配電等業務指針の作成をしていただく際に、再エネ等の変動電源のシステム統合の観点から、ぜひその促進が図られるような内容をご検討いただきたいと思えます。その検討にあたって、欧州などの事例をしっかりとみていただいてマージンの設定ですとか、あるいは広域的な周波数の調整等について検討を進めていただきたいという議論でございます。

○野間口議長

ありがとうございます。理事の方から何かご意見はございませんでしょうか。

●寺島理事

特に2点目でございますけれども、しっかりと今後の広域機関の課題であると認識しておりますので、広域的なという観点で検討していきたいと思っておりますので、ご指摘の件、ありがとうございます。

○野間口議長

第1点目、いかがでしょうか。期待についてはおっしゃるとおりかと思いますが。

●寺島理事

期待についてはおっしゃるとおりかと思っておりますので、どうか一つよろしく願います。

○野間口議長

それでは、第1号議案から、各議案について議決を取っていきたいと思います。

「第1号議案 平成27年度事業計画について」でございますが、原案どおりということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

原案どおり決定といたします。

「第2号議案 平成27年度予算案について」でございますが、原案どおりということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

原案どおり決定といたします。

「第3号議案 業務規程の変更について」でございますが、原案どおりということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

原案どおり決定といたします。

「第4号議案 送配電等業務指針の策定について」でございますが、原案どおりということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

原案どおり決定といたします。

「第5号議案 需要想定要領の策定について」でございますが、原案どおりということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

原案どおり決定といたします。

○野間口議長

それでは、議事を進めたいと思います。

第6号議案、第7号議案につきましても事務局から続けて説明したうえでご意見をいただき、最後に議案に対する議決をいただきたいと思っております。

それでは、事務局の方、よろしくお願いいたします。

●川崎部長(第6号議案、第7号議案説明)

総務部長の川崎でございます。第6号議案のご説明をいたします。

第6号議案は、事務局内の職制と権限の規程でございます。本規程では事務局内の職位と職務権限を定めてございます。

職位は部・室長・マネージャー・所長は必須で置くものとしまして、また必要に応じまして、補佐のため、副の管理者を設けることができるとしてございます。

また、基本的な職務としまして、部・室長・所長は組織の統括管理を、また副管理者・

マネージャーは部長の管理のもと、部下に対し指導監督・サービス管理を実施できるとしております。

決裁権限につきましては、定型的なもの・軽易なものにつきましては、別に定めるところにより各職員に委譲できるということにしております。

第6号議案の説明は以上です。

続きまして、第7号議案のご説明にまいります。

第7号議案のご説明にまいります。第7号議案は職員等の確保等に関する中長期の方針でございます。

専門的知見を有するものの確保といたしまして、弁護士等のリーガルスタッフは、基本有期雇用で採用していく。次に会計士でございますがこれは監事として確保することとございます。また送配電等知見の保有者といたしましては、短期的には事業者からの出向ということとございますけれども、中長期的にはプロパーを採用し、将来はプロパーを中心とする組織とすることとしております。

また有能なシニア人材の活用を図ることもうたっております。また国の方針に基づきまして女性の積極的活用ということもうたっております。

小売発電事業者の知見、電力・エネルギー市場分析、業務監査・総務・人事・労務・経理・資材・広報・情報システム等の知見者といたしましては、これも短期的には電気事業者からの出向者ということとございますが、中長期的には一般的な内容であるということもございまして、人材育成という観点でコストかけずに中途による採用をしていくということとしております。

それから、職員のプロパー化ということとございますが、事業者との人事交流による一定の出向者数を確保しつつ、採用の継続性に留意し、プロパーを中心とする組織としていくとしております。

それから、職員の育成でございますが、プロパー職員のキャリアパス・人事ローテーションを示しますとともに、職員全体の研修制度を定めてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

○野間口理事長

ありがとうございます。それではご意見をお願いいたします。

○秋池評議員

第7号議案に対しましては、私は異論ございません。

議案と離れるのかもしれないのですが、これから新しい組織を作っていくわけ、そしてこの組織は永続的に公共に対して責任を持っていく組織になるわけとございまして、様々な人材が集まってくる組織の社風と言いますか、組織風土をどのように作っていくか、公共心があり責任感を果たしながら個々人が闊達に活躍するというような場をどのように作るのかということ、既にお考えかもしれませんが、ぜひ初期のうちにきちんと組み立てていただくことが重要です。今回、箱はできたのですけれども、ここに魂をこめるということは、もちろん業務を的確に遂行してゆかれるということが最重要ではございますけれども、同様にこういったこともできる職員を維持し、また良い社風、組織の風土を作っていくということについてもご尽力いただけますようお願いいたします。

○野間口議長

大変重要なポイントと思いますので、理事長からお願いします。

●金本理事長

大変ありがとうございます。実は、今朝9時に職員に辞令交付をいたしまして、その時に3つほど申し上げましたうちの一つの点がそれでございます。闊達な組織・企業風土をどういう風に作っていくかということ、私が考えるということではなく、みんな考えて欲しいと申し上げたところでございます。

これをどう具体化するかということはこれからでございますが、そういうことを肝に銘じて、日本国民にとって良い役割を果たせる組織にしていきたいと思っております。これからも、叱咤激励、よろしく願いいたします。

○野間口議長

ありがとうございました。

○夏目評議員

私は議案そのものに反対しているわけではございません。この度の機関の発足につきまして、大変重い課題を担ってスタートするわけでございます。そうしますと全国から期待が寄せられると同時に、一面では大変厳しい見方もされるのだろうという風に思っております。

従いまして、今後の職員の方の質のレベルを上げていくということが大切になると思います。ですから、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、そんなことは当たり前前の事ではございますけれども、その基本のところをいつも忘れずに、きちんと職務を遂行していただきたいです。それからその先になりますけれども、この広域機関に登録する事業者の質というものもきちんと見届けていくような職員を育てていくことが必要ではないかと考えておりますので、そこのところを、今後の課題として受け止めていただければありがたいと思います。以上でございます。

○野間口議長

ありがとうございます。

●遠藤理事

貴重なご意見、ありがとうございました。

まさにおっしゃられたとおりだと思っております。職員のレベル、それから事業者を監督・監視できるようなスキルを含めて検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○野間口議長

他にございませんでしょうか。

それでは、私からもいくつか質問させていただきます。

職員の方は、みなし公務員という任務を担うわけですか。

●遠藤理事

はい。そうです。

○野間口議長

職員のプロパー化というのは、新人を採用して最初から育成していくという考えでよろしいでしょうか。

●遠藤理事

はい。新卒も含めて、それから全体のバランスというのもございますので、中途採用も含めて検討していきたいという風に考えております。

○野間口議長

他にございませんでしょうか。

シニア人材の活用というのは、ぜひ経験豊富な方々で、定年も日本社会全体で少しずつ伸びておりますけれども、経験豊富なシニアの方々が活躍できる場があるかと思えますので、ぜひこの辺も考えていただきたいと存じます。

○野間口議長

それでは議決に移りたいと思います。

「第 6 号議案 事務局の職制及び権限に関する規程」でございますが、原案どおりということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

原案どおりの議決とします。

続きまして「第 7 号議案 職員等の確保等に関する中長期方針」でございます。原案どおりということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

原案どおりの議決とします。

以上をもちまして、全ての議案の審議が終了いたしましたので今回の評議員会を閉会といたします。

今回は、最初に林田評議員から意見がありましたことも参考にしてご配慮いただき、ぜひ分かりやすい資料をご準備いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した議長、及び評議員2名は、記名押印する。

電力広域的運営推進機関評議員会

議長 野間口 有

評議員 松岡 萬里野

評議員 山地 憲治